



# 声掛けで 広がる人の輪 地域の輪

青少年声掛け運動・軒先運動に参加しよう

相良小学校の校門前で「おはようございます」と笑顔で児童に声を掛ける大石さん



声掛け運動実行章

## 牧之原市環境美化条例

# マナーを守って 住みやすいまちに

問い合わせ 環境室 増田 ☎ (53) 2609



### 後を絶たないマナー違反

ごみの不法投棄やペットのふんの放置といった違反が後を絶ちません。環境室では、現在ある法律や条例に基づき、生活環境のマナー違反などについて指導をしています。

市内で発生するこれらの違反行為に対して一律に対応するため、平成21年10月から、環境審議会と環境市民会議で「牧之原市環境美化条例」の素案づくりをしてきました。

この条例は23年4月1日からの施行を目指しています。

### 条例(案)の概要

条例では、市民と事業者、所有者、市の役割や、環境美化の取り組み、禁止行為などを定めています。

#### ■各主体の責務

心掛けで守られる環境  
市民と事業者、所有者、市がそれぞれ責任を持ち環境美化に心掛けましょう。  
【市民の責務】

- ▼地域で環境美化の意識を高める
- ▼公共の場所の環境美化に協力する
- ▼ペットを適正に管理する(▽ふんを放置しない▽ふんを飼養者自らの敷地内で済ますようにしつつける▽飼い主不明の動物へ餌を与えない)
- ▼ごみ分別と排出日時を守り、ごみ集積所を清潔に保つ
- ▼ごみはごみ箱に入れるか、持ち帰る
- ▼事業者の責務
- ▼所有する土地や建物を清潔に保つ

▼従業員への環境美化意識の啓発活動を実施する

▼自動販売機に回収容器を設置する

▼所有者などの責務

▼所有する建物を清潔に保つ

【市の責務】

▼環境美化の広報活動を実施する

▼環境パトロールを実施する

▼公共の場所の環境美化に努める

▼環境美化の広報活動を実施する

▼この美化条例の目的の一つは、市民の環境意識の向上です。

▼毎年5月30日(ごみゼロ)を環境美化の日とし、地域の美化活動推進を図る

▼地域の環境美化に貢献した市民や団体、企業を表彰し、活動を支援する

【禁止行為】

▼6つの迷惑行為

マナーを守ってまちの美化に努めましょう。

▼飼い犬のふんの放置の禁止

平成21年度生活環境苦情

内容	件数	
廃棄物	不法投棄	127
	ごみの分別	8
	屋外償却	22
動物	野犬、野良猫	3
	鳴き声、ふん	4
	放し飼い	2
草の繁茂	空き地など草の繁茂	16
合計	182	

### 青少年声掛け運動・軒先運動

相良小学校の校門前で毎朝子どもたちに「おはようございます」と笑顔であいさつをする大石さん。

6年間毎朝ここに立ち、青少年声掛け運動のボランティアをしています。

青少年声掛け運動は周りの大人が地域の青少年に温かなまなざしを向け、積極的にかわりながら、健やかな成長を支援する運動です。

全県民参加型の運動を目指して平成12年11月に始まり、市内では4700人が参加。各学校の通学路に立ちあ

いさつをするなどの活動をしています。青少年声掛け運動をさらに発展させたのが、軒先運動です。

この活動は、地域の人たちが登下校する子どもたちの姿を見届け、見守る活動です。平成16年から始まりまし

た。現在、軒先運動の参加者は255人。希望者が集まり、子どもたちの様子や不審者などについての情報交換会も年

3回開かれています。

### 活動内容と効果

- ▼登下校時に軒先に立って子供たちに「おはよう」「おかえり」と声を掛ける
- ▼花壇の草取りをしながら下校する子どもたちを見守る
- ▼夕方、外で遊んでいる子どもたちに「早く家に帰らなよ」と声を掛ける
- ▼健康づくりのためウォーキングをしながら見守り活動をする

### あなたも参加しませんか

これらの活動に参加するためには登録が必要。

登録をした人には、バッチャジャンパーを提供します。

登録方法 直接または電話で申し込む

お問い合わせ 社会教育室 大関

☎ (53) 2646

### 夫婦で声掛けをしています



自宅横の道路に立ち、下校する子どもたちに「お帰り」と笑顔で声を掛ける松下山さん夫妻

### インタビュー

松下山信雄さん・保江さん夫妻 (細江)

今日も一日、元気に学校で過ごせるようにと、子どもたちに「いつてらっしゃい」と声を掛けています。

下校するときに「お帰り」と声を掛けながら子どもたちの様子を気に掛けていますが、「今日も元気に行ってきたよ」と話してくるとほっとします。

交通安全と防犯のために、午後4時ごろから自転車で近所を回ったりもしています。

こちらからあいさつをすると子どもたちの元気な声が返ってくるので、こちらもうれしく元気になります。

### 意見を募集しています

より多くの意見を取り入れるために、牧之原市環境美化条例に対する意見を募集します。

条例案閲覧場所 環境室、情報公開コーナー、市ホームページ

意見提出方法 直接または郵便、電話、メール、ファックスで提出する。  
\*様式は任意

募集期限 11月8日(日)

提出先 環境室 増田  
〒421-0592 相良275番地  
☎ 532609 ☎ 532889  
✉ shimin@city.makinohara.shizuoka.jp

### 罰則

違反者には罰則適用  
違反者には、手続きを行った上で3万円以下の罰金に処する場合があります。

散歩の際に出た犬のふんは放置せず、必ず持ち帰ってください。

▼草の繁茂の禁止

所有する空き地の雑草などの繁茂を放置せずに、常に清潔に保つよう心掛けてください。

▼不法投棄の禁止

家電やタイヤなどの不法投棄をしてはいけません。適正に処理しましょう。

▼ごみのポイ捨て禁止

たばこの吸い殻、空き缶などの小さなごみでもポイ捨てしてはいけません。

▼落書きの禁止

公共の場所や他人の土地、建物への落書きをしてはいけません。

▼廃棄物の焼却行為の禁止

農林漁業や風俗慣習上の行事などを除く屋外焼却はしてはいけません。